

田沢湖・角館・西木

# 合併協議会だより

平成17年6月10日発行

Vol.17



## 第20回 田沢湖・角館・西木合併協議会

仙北市市章のデザインを募集しています。

第20回合併協議会が、5月26日（木）午後3時30分から、西木村総合開発センターを会場に行われました。

今回の協議会では、委員の変更があり、始めに新しく協議会委員になった渡部文靖委員（仙北地域振興局長）と佐藤勇太郎委員（角館町助役）が紹介されました。

続いて、報告3件と協議案1件について協議が行われました。

仙北市市章デザインの募集については、5月27日から6月20日までの期間で全国から募集を行い、専門機関により5点以内を選考、採用作品は、7月下旬の協議会で、決定される予定です。

**第20回**  
**合併協議会の報告・協議**  
**・提案事項について**

報告、協議された事項は、次のとおりです。

【報告事項】

報告第二十三号

「平成十七年度田沢湖・角館・西木合併協議会予算について」

報告第二十四号

「平成十六年度田沢湖・角館・西木合併協議会歳入歳出決算報告について」

報告第二十五号

「市町村の廃置分合に関する知事決定及び総務大臣の告示について」  
 (詳しくは、六頁をご覧ください。)



【協議事項】

協議案第六十四号

「仙北市市章デザインの募集について」(提案)

提案のとおり募集すること、確認しました。

主な募集要項並びに市章決定までのスケジュールについては、次のとおりとなります。

【主な応募要項】

■応募期間

平成十七年五月二十七日から平成十七年六月二十日まで(必着)

■募集する市章

三町村の地勢、風土等を勘案するとともに、仙北市の将来像である

「観光産業を活かした北東北の拠点都市」にふさわしい市章デザインであること。

市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。

用紙の地色を含め四色以内とする。グラデーションで表現したものは不可とする。

都道府県章、他市町村章、他商標と類似しないものであること。

単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないこと。

自作の未発表作品であること。

■募集資格

応募資格は問いません。また、一人何点でも応募できます。

応募は、応募用紙又は縦横十五センチメートルの枠(天地明記)を書いたA四版白色用紙を縦長で使用し、用紙一枚につき一作品とする。

応募にあたっては、デザインの趣旨(百字以内)、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、職業及び電話番号を用紙に記載してください。

応募は、応募用紙を折らずに、持参又は封書による郵送とし、FAX及び電子メールによる応募は不可とします。

応募先は、田沢湖・角館・西木合併協議会事務局とします。

■公表

応募結果及び選定結果については、合併協議会ホームページ、合併協議会だより、三町村の広報紙等で発表します。

なお、入賞者には別途通知いたします。

■選定方法

応募された作品は、協議会等において選考し、決定します。

■賞金

最優秀賞(採用作品)

一点 二十万円

優秀賞

(採用作品を除く採用候補作品)

四点以内 各一万円

■著作権等

採用作品に関する一切の権利は、田沢湖・角館・西木合併協議会及び仙北市に帰属します。

応募作品は返却しません。

採用作品については、一部補作、修正を行うことやモノクロで使用する場合があります。

応募いただいた皆様の個人情報については、適切に保護管理し、他の目的には一切使用いたしません。

仙北市「市章」デザイン応募用紙

天

地

デザインの趣旨(100字以内)

住所(〒 )

フリガナ	年齢	性別 男・女
氏名		
電話番号	職業	

受付番号 (記入しないでください)

▲ 募集チラシ裏面

田沢湖・角館・西木合併協議会だより 号外

平成17年9月20日に誕生する  
「仙北市」の市章を  
募集します

# 仙北市 市章デザイン募集

募集期間 平成17年5月27日(金)～平成17年6月20日(月)必着

**募集する市章** 3町村の地勢、風土等を勘案するとともに、仙北市の将来像である「観光産業を活かした北東北の拠点都市」にふさわしい市章デザインであること。市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーション(ぼかし)を入れたり、色の濃さを段階的に変えることで表現したものは不可とする。都道府県章、他市町村章、他商標と類似しないものであること。単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないこと。自作の未発表作品であること。

**応募資格** 応募資格は問いません。また、一人何点でも応募できます。応募は、応募用紙又は縦横15cmの枠(天地明記)を書いたA4版白色用紙を縦長で使用し、用紙1枚につき1作品とします。応募にあたっては、デザインの趣旨(100字以内)、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、職業及び電話番号を用紙に記載してください。記載漏れがある作品は、無効になる場合があります。応募は、応募用紙を折らずに、持参又は封書による郵送とし、FAX及び電子メールによる応募は不可とします。応募先は、田沢湖・角館・西木合併協議会事務局とします。

**公表** 応募結果および選定結果については、合併協議会ホームページ、合併協議会だより、3町村の広報紙等で発表します。なお、入賞者には別途通知いたします。

**選定方法** 応募された作品は、協議会等において選考し、決定されます。

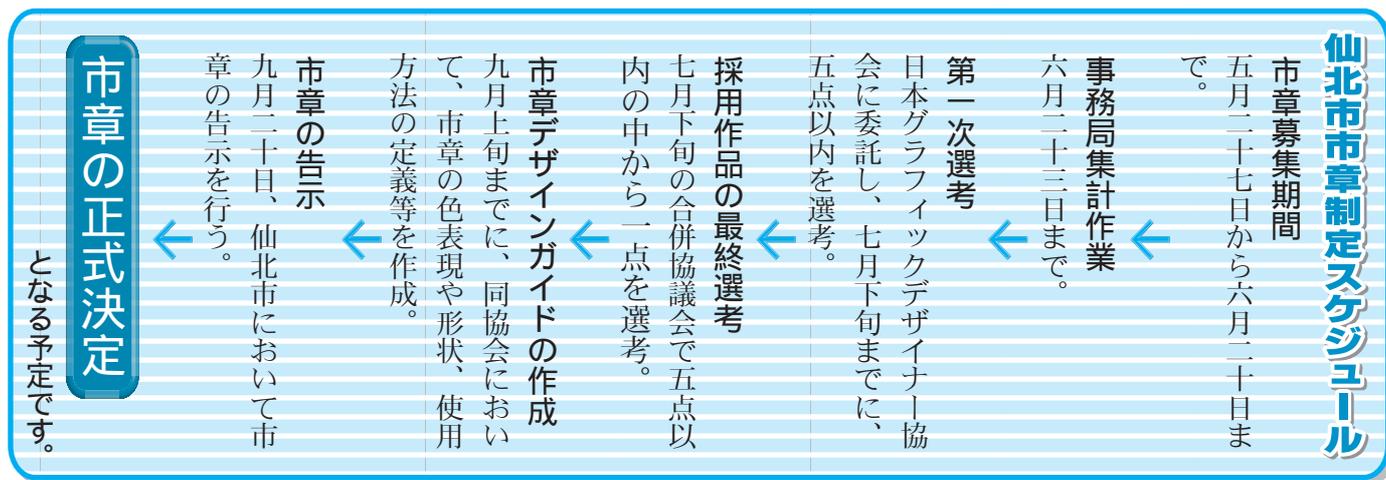
**賞金** 最優秀賞(採用作品) 1点 200,000円  
優秀賞(採用作品を除く採用候補作品) 4点以内 各10,000円

**著作権等** 採用作品に関する一切の権利は、田沢湖・角館・西木合併協議会及び仙北市に帰属します。応募作品は返却しません。採用作品については、一部補作、修正を行うことやモノクロで使用場合があります。応募いただいた皆様のご個人情報については、適切に保護管理し、他の目的には一切使用いたしません。

応募・問い合わせ先  
田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

〒014-0592 秋田県仙北市西木村上荒井字古堀田47番地(西木村役場内)  
電話0187-52-5930 FAX0187-52-5934 E-mail:hgapp@hana.or.jp

▲ 募集チラシ表面



▲ 角館町役場に設置されたカウンタウンボード

合併までの  
**カウンタウン**  
を始めました

最近、各町村の役場に足を運ばれましたか。

合併まであと約三ヶ月となった六月七日から各役場の玄関に、カウンタウンボードが設置されています。

ボードには、仙北市の行政区域の地図に三ヶ町村のマスコット等が描かれています。田沢湖町の「たっこちゃん」、角館町の「さきちゃん」、西木村の「パチクリくん」です。

これから合併期日の九月二十日まで、カウンタウンが行われます。

角館町(つづき)

現 在	平成17年9月20日から
仙北郡角館町下中町	仙北市角館町下中町
仙北郡角館町七日町	仙北市角館町七日町
仙北郡角館町西勝楽町	仙北市角館町西勝楽町
仙北郡角館町田町上丁	仙北市角館町田町上丁
仙北郡角館町田町下丁	仙北市角館町田町下丁
仙北郡角館町竹原町	仙北市角館町竹原町
仙北郡角館町 <u>岩瀬</u> 字〇〇	仙北市角館町〇〇
仙北郡角館町山谷川崎字〇〇	仙北市角館町山谷川崎〇〇
仙北郡角館町川原字〇〇	仙北市角館町川原〇〇
仙北郡角館町小勝田字〇〇	仙北市角館町小勝田〇〇
仙北郡角館町西長野字〇〇	仙北市角館町西長野〇〇
仙北郡角館町雲然字〇〇	仙北市角館町雲然〇〇
仙北郡角館町下延字〇〇	仙北市角館町下延〇〇
仙北郡角館町八割字〇〇	仙北市角館町八割〇〇
仙北郡角館町白岩字〇〇	仙北市角館町白岩〇〇
仙北郡角館町菌田字〇〇	仙北市角館町菌田〇〇
仙北郡角館町 <u>白岩広久内</u> 字〇〇	仙北市角館町 <u>広久内</u> 〇〇

※なお、下記の5字<sup>あざ</sup>については、従前通り大字と小字の間に字の文字が入ります。

現 在	平成17年9月20日から
仙北郡角館町山谷川崎字山谷	仙北市角館町山谷川崎字山谷
仙北郡角館町山谷川崎字川崎袋	仙北市角館町山谷川崎字川崎袋
仙北郡角館町山谷川崎字川崎	仙北市角館町山谷川崎字川崎
仙北郡角館町川原字川原	仙北市角館町川原字川原
仙北郡角館町八割字八割	仙北市角館町八割字八割

西木村「仙北郡西木村」から「仙北市西木町(にしきちょう)」に変わります。

現 在	平成17年9月20日から
仙北郡西木村 <u>上檜木内</u> 字〇〇	仙北市西木町 <u>上檜木内</u> 字〇〇
仙北郡西木村 <u>下檜木内</u> 字〇〇	仙北市西木町 <u>檜木内</u> 字〇〇
仙北郡西木村西明寺字〇〇	仙北市西木町西明寺字〇〇
仙北郡西木村小山田字〇〇	仙北市西木町小山田字〇〇
仙北郡西木村門屋字〇〇	仙北市西木町門屋字〇〇
仙北郡西木村上荒井字〇〇	仙北市西木町上荒井字〇〇
仙北郡西木村小渕野字〇〇	仙北市西木町小渕野字〇〇
仙北郡西木村西荒井字〇〇	仙北市西木町西荒井字〇〇

(注) ~~~~の部分については、表記の一部もしくは全部が変更になります。

## 【仙北市の住所表示について】

町村合併に伴い、平成17年9月20日から、3町村の住居表示が下記のように、変更になります。ただし次の項目については、合併前と変更ありません。

1. 字の区域は、大字・小字ともに変更ありません。
2. 小字の名称については、旧町村の小字の名称と変更ありません。
3. 地番は、合併前と変更ありません。
4. 郵便番号および電話番号は、合併前と変更ありません。

**田沢湖町** 「仙北郡田沢湖町」から「仙北市田沢湖」に変わります。

現 在	平成17年9月20日から
仙北郡田沢湖町玉川字〇〇	仙北市田沢湖玉川字〇〇
仙北郡田沢湖町田沢字〇〇	仙北市田沢湖田沢字〇〇
仙北郡田沢湖町生保内字〇〇	仙北市田沢湖生保内字〇〇
仙北郡田沢湖町刺巻字〇〇	仙北市田沢湖刺巻字〇〇
仙北郡田沢湖町瀉字〇〇	仙北市田沢湖瀉字〇〇
仙北郡田沢湖町小松字〇〇	仙北市田沢湖小松字〇〇
仙北郡田沢湖町角館東前郷字〇〇	仙北市田沢湖角館東前郷字〇〇
仙北郡田沢湖町岡崎字〇〇	仙北市田沢湖岡崎字〇〇
仙北郡田沢湖町神代字〇〇	仙北市田沢湖神代字〇〇
仙北郡田沢湖町梅沢字〇〇	仙北市田沢湖梅沢字〇〇
仙北郡田沢湖町卒田字〇〇	仙北市田沢湖卒田字〇〇

**角館町** 「仙北郡角館町」から「仙北市角館町」に変わります。

現 在	平成17年9月20日から
仙北郡角館町細越町	仙北市角館町細越町
仙北郡角館町山根町	仙北市角館町山根町
仙北郡角館町表町上丁	仙北市角館町表町上丁
仙北郡角館町表町下丁	仙北市角館町表町下丁
仙北郡角館町裏町	仙北市角館町裏町
仙北郡角館町東勝楽丁	仙北市角館町東勝楽丁
仙北郡角館町川原町	仙北市角館町川原町
仙北郡角館町歩行町	仙北市角館町歩行町
仙北郡角館町小人町	仙北市角館町小人町
仙北郡角館町横町	仙北市角館町横町
仙北郡角館町上新町	仙北市角館町上新町
仙北郡角館町岩瀬町	仙北市角館町岩瀬町
仙北郡角館町下新町	仙北市角館町下新町
仙北郡角館町下岩瀬町	仙北市角館町下岩瀬町
仙北郡角館町中町	仙北市角館町中町

# 県から合併決定書が 交付されました

五月十三日、県より廃置分合（合併）決定書が交付されました。

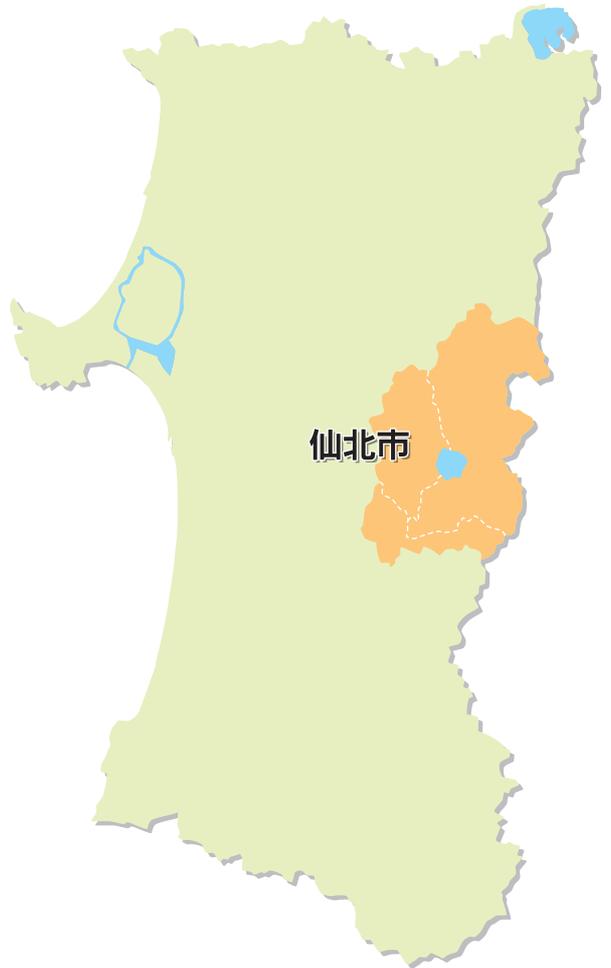
伝達式は、仙北地域振興局で行われ、渡部仙北地域振興局長から決定書が三町村長に手渡されました。

三町村は三月三十一日、県に「市町村の廃置分合（合併）」の申請を行っており、四月二十七日の秋田県議会で議決を得て、五月六日付で三町村の廃置分合（合併）が決定しています。

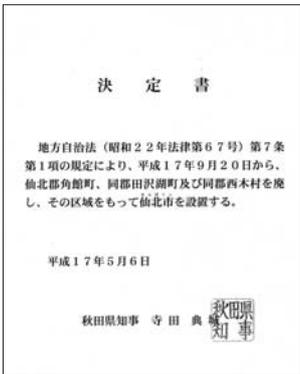
そして、五月二十六日に、総務大臣より合併の告示があり、九月二十日には、「仙北市」が誕生します。新市の総人口は三万二千七百四十



▲ 初めに田沢湖町長に手渡されました



二人（三月末現在）で、県内で十二番目の市になります。また、面積は一千九十三平方キロメートルとなり、由利本荘市、北秋田市に次いで、県内三番目の大きさとなります。



▲ 廃置分合決定書

（官報抜粋）

総務省告示第六百二十二号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、仙北郡角館町、同郡田沢湖町及び西木村を廃し、その区域をもって仙北市を設置する旨、秋田県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年九月二十日から効力を生ずるものとする。

平成十七年五月二十六日

総務大臣 麻生 太郎

## 市章デザイン募集中

応募締切は6月20日（月）必着です。

採用作品には、賞金200,000円が贈られます。

皆さん、どしどしご応募お願いします。

## 事務局より

協議会だより第十七号を発行しました。合併まであと三ヶ月。市章のデザインも全国から応募が寄せられています。来月の合併協議会で決定される予定です。どんな市章になるのか楽しみですね。合併協議会では、皆様からの、ご意見等も、お待ちしております。お寄せください。

編集・発行／田沢湖・角館・西木合併協議会

〒014-0592 秋田県仙北郡西木村上荒井字古堀田47

TEL 0187-52-5930 FAX 0187-52-5934

HP <http://www.hana.or.jp/~gappei/>

e-mail [gappei@hana.or.jp](mailto:gappei@hana.or.jp)